



兵庫県マスコット はばタン

兵庫県 認知症ケアネット

～ できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために ～

平成31年3月
兵庫県医師会・兵庫県

地域住民、医療や介護の関係者、
行政などが協力して
認知症の人とその家族を支える
地域のネットワークをつくります

認知症は特別な病気ではありません

誰でもなる可能性のある病気だからこそ、
みんなで認知症への理解を深め、
認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域社会を
築いていく必要があります。

「どうせ治らない」と諦めるのではなく
早く医療機関を受診して
症状が軽いうちから
今後の備えをしておくことが大切です

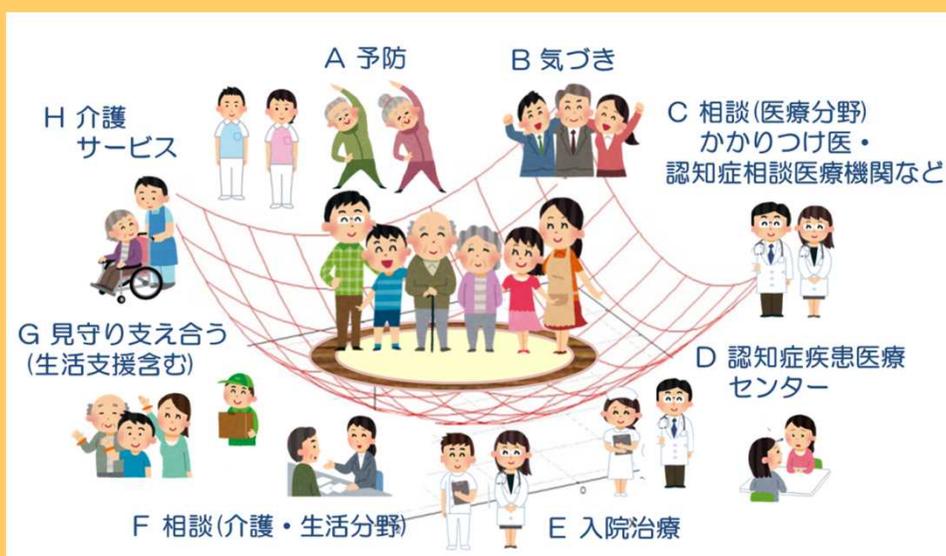
認知症は、薬で進行を遅らせることや、
治療で症状を改善することが可能な場合があります。
適切な支援により、暴力、妄想などの
認知症行動・心理症状（BPSD）を緩和・予防できます。

認知症の人への支援を充実していきます

支援が不十分なところなどの地域の課題を明らかにして、
どのように支援を充実していくか、みんなで考えていきます。

認知症の人が、これから暮らしていく上で 受けられる支援を示します

認知症の人とその家族に分かりやすいように、
支援の内容を8つに分類しています。
それぞれの機能は相互に重なり合い、
みんなで認知症の人とその家族を支えていきます。

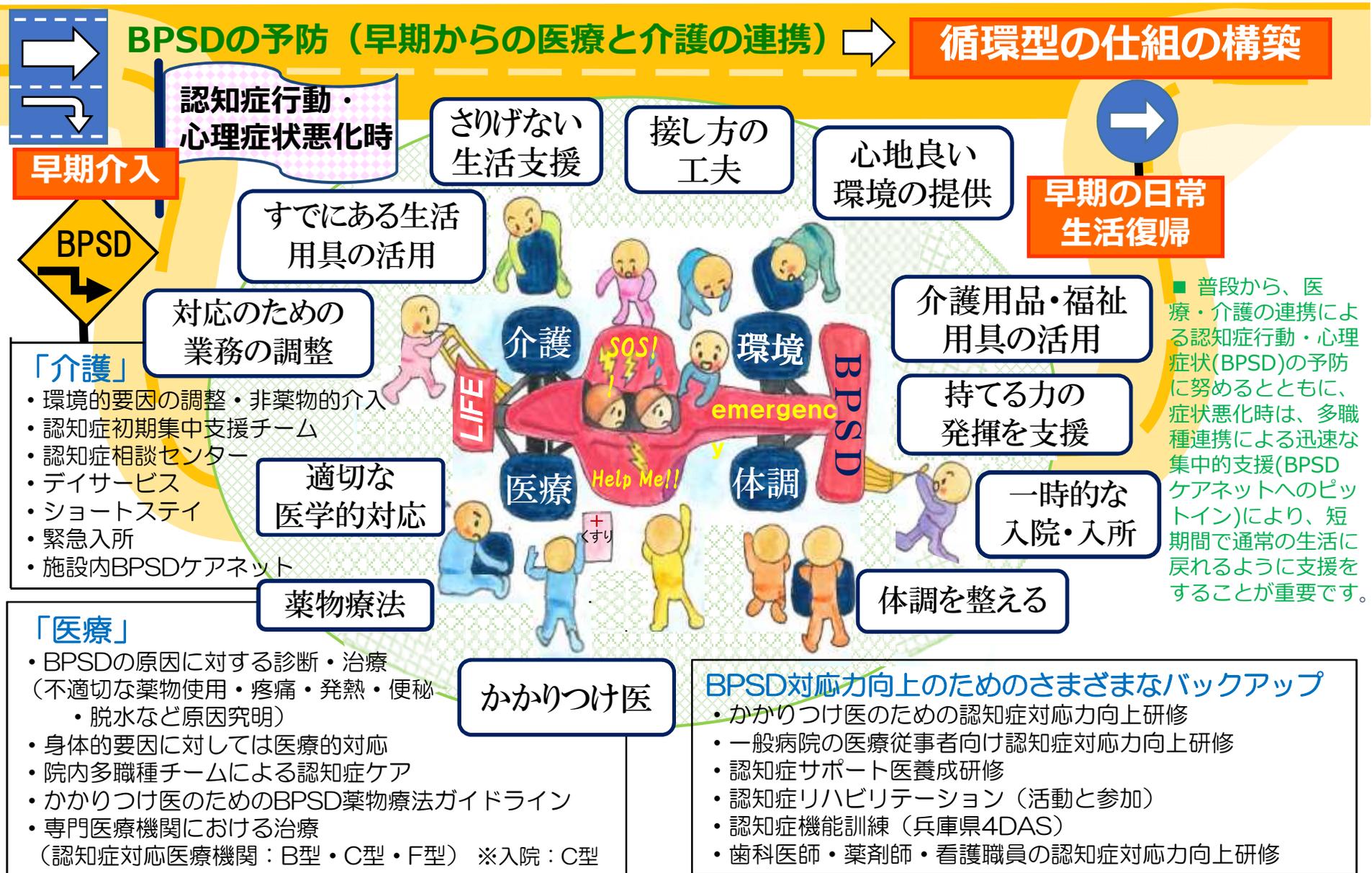


- A 予防
- B 気づき
- C 相談先(医療分野)
かかりつけ医・認知症相談医療機関など
- D 認知症疾患医療センター
- E 入院治療
- F 相談先(介護・生活分野)
- G 見守り支え合う(生活支援含む)
- H 介護サービス

■ 兵庫県では、認知症の人を地域全体で支えるネットワークづくりを重視し、国が使っている「認知症ケアパス」ではなく「認知症ケアネット」と呼んでいます。
■ 認知症ケアネットは、認知症の人を受け止めるだけではなく、その人らしい質の高い生活に戻れるように支援する「トランポリン型ケアネット」です。

兵庫県 認知症ケアネット概念図 (BPSDケアネット)

～認知症行動・心理症状悪化時の対応～



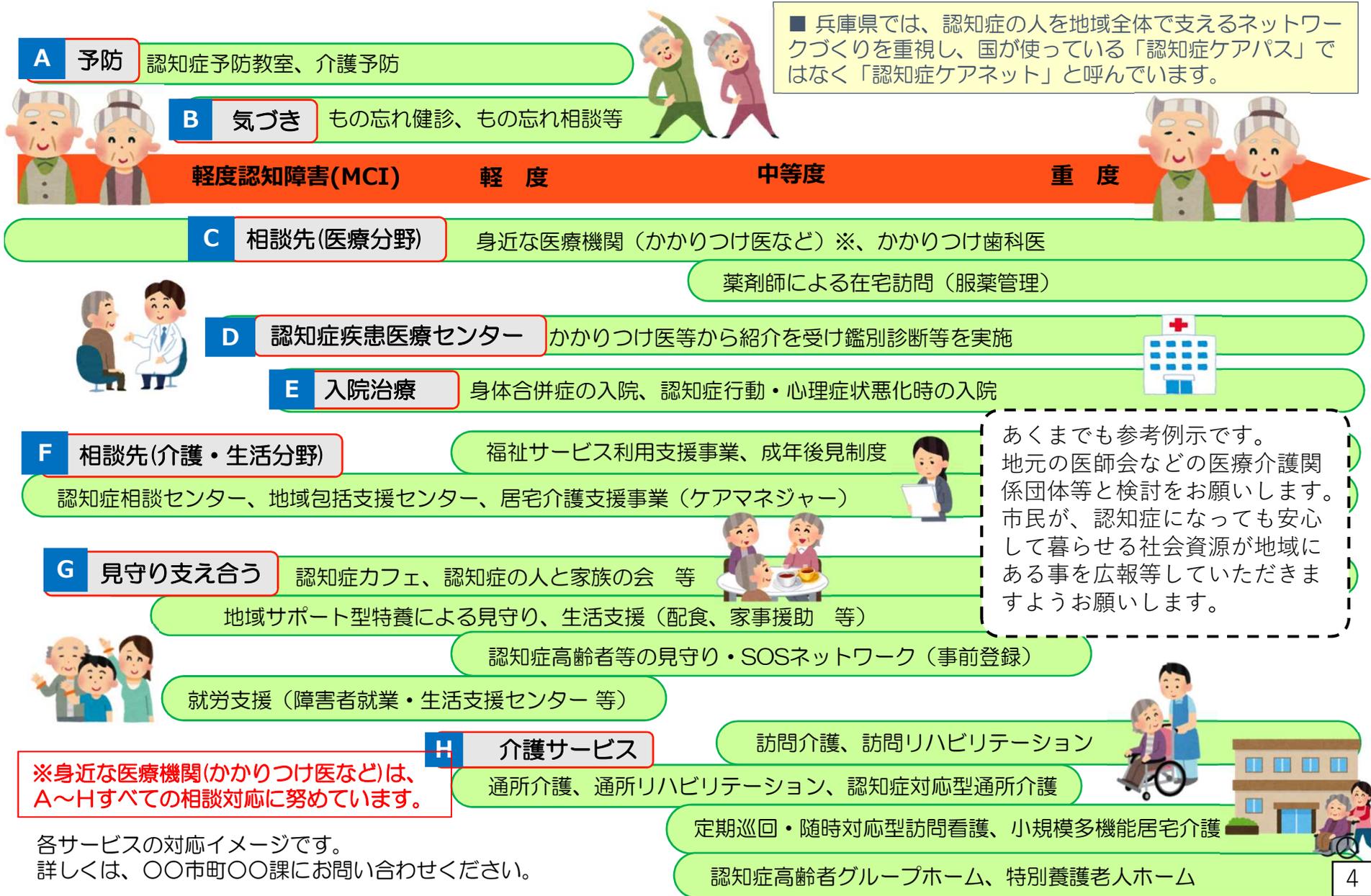
※ 特に、夜間の問題は介護者を急速に消耗させるため解決や対処に向けた迅速な対応が求められる

兵庫県〇〇市町版 認知症ケアネット(支援版)

参考例示

～ できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために ～

■ 兵庫県では、認知症の人を地域全体で支えるネットワークづくりを重視し、国が使っている「認知症ケアパス」ではなく「認知症ケアネット」と呼んでいます。



※身近な医療機関(かかりつけ医など)は、A～Hすべての相談対応に努めています。

あくまでも参考例示です。地元の医師会などの医療介護関係団体等と検討をお願いします。市民が、認知症になっても安心して暮らせる社会資源が地域にある事を広報等していただきますようお願いいたします。

各サービスの対応イメージです。詳しくは、〇〇市町〇〇課にお問い合わせください。

兵庫県○○市町版 認知症ケアネット

参考例示

社会資源シート【整理票】の項目内容(例)

地元医師会等の医療介護関係団体等と検討ください。

支援項目	内 容
A 予防	認知症予防事業、認知症予防啓発資料 資源（予防教室、集いの場、体操教室、ウォーキングができる場所、体育館・公園・プール等）
B 気づき	認知症の早期発見に向けた取組（もの忘れ健診、認知症カフェ等）、認知症早期発見に向けた啓発資料、気づき後の相談先資源 身近な医療機関（かかりつけ医など）、歯科医院（歯科診療可能機関）、薬剤師による在宅訪問（服薬管理）
C 相談先 (医療分野)	鑑別診断・治療方針など
D 認知症疾患医療 センター	身体合併症の入院 認知症行動・心理症状悪化時の入院
E 入院治療	
F 相談先 (介護・生活分野)	認知症相談センター、地域総合支援センター（地域包括支援センター）、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所（介護支援専門員：ケアマネジャー）、若年性認知症関連の相談窓口、各種相談窓口（認知症・高齢者相談、消費者相談、福祉サービス利用支援事業、成年後見制度の利用、住まいの相談 等）
G 見守り支え合う (生活支援含む)	集いの場：認知症カフェ、認知症の人と家族の会、老人クラブ、ふれあいサロン等の集いの場、 見守り・安否確認：認知症サポーター養成、キャラバン・メイト養成、介護ワーク普及、認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワーク等 生活支援：配食、家事援助、24 時間見守り、介護予防・日常生活支援総合事業など取組
H 介護サービス	居宅サービス ・訪問サービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導） ・通所サービス（通所介護、通所リハビリテーション） ・短期入所サービス（短期入所生活介護、短期入所療養介護） ・入居型居宅サービス（特定施設入居者生活介護） ・その他（福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修） 地域密着型サービス ・小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・認知症対応型通所介護 ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 施設サービス ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・介護老人保健施設（老人保健施設） ・介護療養型医療施設（療養病床等）

■ 国の認知症ケアサービスを、兵庫県では認知症ケアネットと呼びます。

※身近な医療機関(かかりつけ医など)は、A～Hすべての相談対応に努めています。